平 成 １ ３ 年 ８ 月 １ 日
長崎県警察本部訓令第37号
最終改正　平成14年５月23日

長崎県警察の表彰の取扱いに関する訓令

（趣旨）

第１条　この訓令は、長崎県警察（以下「県警察」という。）における各種表彰の取扱い、種別、手続等について必要な事項を定めるものとする。

２　県警察の行う表彰は、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この訓令に定めるところによる。

（本部長表彰の上申）

第２条　各部長及び所属長（以下「所属長等」という。）は、規則に定める本部長の行う表彰に該当する事案を認めたときは、その都度本部長に表彰上申をするものとする。ただし、他の所属に関連する場合は、協議の上、主たる功労に関する事務を所管する所属長等が上申するものとする。

（部長及び所属長の表彰）

第３条　各部長は、その所管に係る事項について、本部長の表彰に至らないが相当の功労若しくは業績が認められる県警察の職員（以下「職員」という。）又は所属（所属に置かれた課、係等を含む。）を表彰することができる。

２　所属長は、本部長及び各部長の表彰に至らないが、相当の功労があると認められる所属の職員又は課、係等を表彰することができる。

３　所属長等は、本部長の表彰に至らないが、相当の功労があると認められる県警察以外の個人又は団体に対して、感謝状を授与することができる。

（副賞及び即賞等）

第４条　本部長及び所属長等の表彰には、賞金又は記念品を付与することができる。

２　本部長及び所属長等は、職員の功労に対し、規則又は前条第１項若しくは第２項による表彰とは別に即賞又は内賞を授与することができる。

（表彰審査委員会）

第５条　表彰の公平かつ適正を期するため、警察本部に表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の構成）

第６条　委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

２　委員長は、本部長とし、委員には、各部長、首席監察官及び監察課長をもって充てる。

３　委員長に事故あるときは、警務部長がこれを代理する。

（表彰の審査）

第７条　委員会は、次の表彰について審査を行う。

（1）　全国優秀警察職員表彰、全国優良警察職員表彰及び管区優秀警察職員表彰

（2）　業務成績優秀警察署表彰

（3）　その他委員長が必要と認める表彰

２　前項以外の表彰については、警務部監察課（以下「監察課」という。）において審査を行い、委員長の承認を受けるものとする。ただし、委員長が別に定める表彰については、上申する所属長等が監察課長と合議の上、委員長の承認を受けるものとする。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、監察課において行う。

（表彰名簿）

第９条　所属長は、表彰名簿（別記様式）を備え、表彰の状況を明らかにしておかなければならない。

（受賞の承認）

第10条　職員（所属長等を除く。）は、職務に関し、部外から個人又は所属に対する感謝状の贈呈、記念品の贈与等の申出（以下「感謝状贈呈等の申出」という。）を受けたときは、次の事項を所属長に報告しなければならない。

（1）　表彰者

（2）　被表彰者

（3）　表彰の種別（感謝状、記念品等の別）

（4）　表彰の年月日及び場所

（5）　表彰の趣旨

（6）　その他参考となる事項

２　所属長等は、前項の報告を受けたとき及び職務に関し部外からの個人又は部若しくは所属に対する感謝状贈呈等の申出を受けたときは、前項各号に掲げる事項に受賞の適否に対する意見を付して本部長に報告し、その承認を受けなければならない。

（細目事項）

第11条　この訓令に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附　則

この訓令は、平成13年８月１日から施行する。

附　則（平成13年長崎県警察本部訓令第39号）

この訓令は、平成14年１月１日から施行する。

附　則（平成14年長崎県警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成14年５月23日から施行する。

別記様式（第９条関係）

番号	表　彰 年月日	種　別 副　賞	所　　属	官　　職	氏　　名	功　労　の　概　要

（注）１　部外者（感謝状）の場合は、「所属」を「上申した所属」に、「官職」を「住所」とする。

２　所属長の表彰の場合は、「所属」を「課・係」とする。

３　所属長等の賞の場合は、「部長賞」「署長賞」の区分を、例えば、「課長賞」、「部長賞」というように種別欄に記入する。